

原野谷川非出資漁業協同組合  
内共第19号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、原野谷川非出資漁業協同組合が免許を受けた第5種共同漁業権内共第19号に係る漁場の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あまご、にじます)の採捕(以下「遊漁」という。)について制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁場区域内で遊漁しようとする者は、あらかじめ第7条の遊漁料を納付しなければならない。

(遊漁の方法、規模等の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。

ア 漁業の名	イ 漁業の方法	ウ 総数又は規模	エ 区域	オ 期間
あまご漁業	フライ釣 和式毛針釣(テンカラ) ルアー釣 餌釣	フライ釣、和式毛針釣及びルアー釣は、シングルフックで2本まで。いずれの方法も針は「かえし」のないものか「かえし」をつぶしたものとす。 餌釣は、シングルフックで1本までとする。	組合が指定する繁殖保護淵を除く全区域	3月1日 ～ 10月31日
にじます漁業	フライ釣 和式毛針釣(テンカラ) ルアー釣 餌釣	フライ釣、和式毛針釣及びルアー釣は、シングルフックで2本まで。いずれの方法も針は「かえし」のないものか「かえし」をつぶしたものとす。 餌釣は、シングルフックで1本までとする。		3月1日 ～ 10月31日

2 第1条に定める漁場のうち原野谷川ダムより上流の区域において、前項表中ア欄の遊漁を行おうとするものは、採捕した魚を収納する容器(ピク等。活かし缶等を含む)を携行してはならない。また当該区域内において前項の漁業で採捕した魚は、その場で速やかに再放流(キャッチアンドリリース)しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、組合長は、水産動植物の繁殖保護、漁業調整上必要と認める場合は、理事会の議決を経て、漁業の方法、総数若しくは規模、区域又は期間を制限することができる。その場合において、組合長は、当該漁業について、漁業の方法、

総数若しくは規模、区域又は期間を指定して、これを10日前までに公示しなければならない。

4 第1項の表中エ欄において組合が指定する繁殖保護淵は、河川水流変動等により年ごとに位置が変動することがあるため、その都度組合理事会において協議し指定するものとし、概ね次の各号に定める地域に各1か所ずつ置くものとする。

- (1) 大和田・孕丹地域 1か所
- (2) 萩間地域 1か所
- (3) 居尻地域 1か所
- (4) 泉地域 1か所

(冬季にじます特別区の設置)

第4条 前条の規定のほか、冬季にじます特別区を設け、次の表のア欄の区域において、イ欄の期間中は、ウ欄に掲げる魚種の遊漁を、エ欄の遊漁の方法及びオ欄の規模の範囲内で行うことができるものとする。

ア 区域	イ 期間	ウ 漁業の名	エ 漁業の方法	オ 総数又は規模
原野谷川ダムから上流、笠掛堰堤まで (冬季にじます特別区)	11月1日から 2月末日まで	にじます漁業	フライ釣 和式毛針釣 (テンカラ) ルアー釣	フライ釣、和式毛針釣及びルアー釣とも、シングルフックで2本まで。 いずれの方法も針は「かえし」のないものか「かえし」をつぶしたものとする。

2 冬季にじます特別区においても、前条第2項の規定を適用する。

(釣大会等のための遊漁の制限)

第5条 組合が釣大会等を開催又は設定するため、一定期間、一定区域における遊漁を制限した場合は、これに従わなければならない。

2 組合は、前項の制限をしようとする場合は、その10日前までに公示しなければならない。

3 前項の公示は、組合のホームページまたはSNSにより行うものとする。

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 第2条の規定による遊漁料は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、1日限りのものとし、次の表の遊漁料に1,000円を付加して得た額とする。

なお、表中の1年とは、3月1日から10月31日までをいう。

漁種	区域	漁具漁法	遊漁料	
			1日	1年
あまご にじます	第1条に定める漁場の区域	第3条第1項の表中イ欄に定める方法	1,000円	5,000円

2 第1項のほか、第4条第1項の冬季にじます特別区における遊漁料は、次の表のとおりとする。

ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、1日限りのものとし、次の表の遊漁料に1,000円を付加して得た額とする。

なお、表中の1期間は、11月1日から翌年2月末日までをいう。

魚種	区域	漁具漁法	遊漁料	
			1日	1期間
にじます	原野谷川ダムから上流、笠掛堰堤まで	フライ釣 和式毛針釣(テンカラ) ルアー釣	1,000円	4,000円

3 前2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄のとおりとする。

小学生以下の児童	無料
中学生、肢体不自由者	第1項及び第2項の表に記載した額の1/2に相当する額

4 前3項のほか、第5条に基づく釣大会等における大会遊漁料は、次の表のとおりとする。

大会名	大会遊漁料	
	大人(中学生以上)	小学生
あまご釣大会	3,000円	1,000円
にじます釣大会	3,000円	1,000円

5 前4項に規定する遊漁料は、次に掲げる場所または組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 高川釣具店(掛川市中央2丁目4-26)
- (2) 日新釣具(掛川市駅前6-1)
- (3) かめや釣具掛川店(掛川市葛川452-1)
- (4) ならここの里キャンプ場(掛川市居尻179)

(遊漁の承認及び遊漁証の交付)

第7条 組合は、前条第1項から第4項に定める遊漁料の納付を受けたときは、当該各項に規定する遊漁を承認するものとし、次の各号に記載の事項を記した遊漁証（オンラインシステムにより交付されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

(1) 通し番号（ただし、一日遊漁証の場合を除く。）

(2) 遊漁者の住所、氏名及び年齢（ただし、一日遊漁証及び釣大会遊漁証の場合を除く。）

(3) 遊漁対象魚種（ただし、冬季にじます特別区及び釣大会の場合に限る。）

(4) 遊漁を承認する期間

(5) 発行日

(6) 発行者名

(7) 遊漁における注意事項

2 遊漁者は、遊漁をするときは遊漁証を携帯しなければならない。

3 遊漁証は、他人に貸与、譲渡してはならない。

4 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは遊漁証を提示しなければならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第8条 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示にしたがわなければならない。

（漁場監視員）

第9条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことができる。2 漁場監視員は、次の各号に記載の事項を記した漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを示す腕章をつけなければならない。

(1) 監視員の氏名

(2) 有効期間

(3) 発行日

(4) 発行者名

(5) 注意事項

（違反者に対する措置）

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又はその後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

この規則は、令和6年6月7日から施行する。